

## 2-10 県と市町村の標準的な協議の実施方法

---

### (1) 県と市町村の標準的な協議の実施方法

県と市町村の標準的な協議の実施方法を以下に示します。

23都第1376号  
平成23年12月1日

県内各市町長 殿  
(都市計画担当課)

福岡県建築都市部長  
(都市計画課行政係)

都市計画法第19条第3項に係る県と市町村の標準的な協議実施方法に関する  
ルールについて (通知)

このことについて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による都市計画法の改正及び同法改正に伴う都市計画運用指針の改正を踏まえ、別紙のとおり策定しましたので、以後これに基づき協議されるようお願いします。

平成23年12月1日策定

## 「都市計画法第19条第3項に係る県と市町村の標準的な協議実施方法に関するルール」

都市計画法第19条第3項に係る県と市町村の協議実施方法について、協議の透明化、実質化、円滑化を図るため、下記のとおり定める。

### 記

- 1 福岡県（以下「県」という。）及び福岡県内市町村（以下「市町村」という。）は、都市計画法（以下「法」という。）第19条第3項に基づく協議を行うに当たっては、都市計画の案の公告・縦覧、都市計画審議会への付議等法令上必要とされている都市計画決定手続を開始する以前の段階における事前協議の活用を基本とすることにより、当該協議の円滑化を図るものとする。
- 2 県及び市町村は、当該協議の実質化及び円滑化を図るために適切な協議期間を確保するとともに当該協議の時間管理を行うものとする。  
なお、この場合において、県及び市町村は、不必要に協議が長期化することのないよう留意するものとする。
- 3 県は、当該協議の過程で法第24条第6項に基づく措置の求めを行う場合には、不要又は不当な措置の求めとならないよう、法第19条第4項に規定する協議の観点（一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点又は県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点）と同様の観点から行うものとする。  
この場合において、協議の透明化を図る観点から、県及び市町村は、以下の点に留意するものとする。
  - (1) 県が措置の求めを行う場合には、その合理的な理由についてもあわせて具体的に明示する。
  - (2) 市町村が措置の求めを受けた場合には、これに対して講じた措置若しくは講じようとする措置又は何ら措置を講じない場合にはその旨を、合理的な理由を付して明示する。

県内各市町都市計画担当課長殿

福岡県建築都市部都市計画課長  
(行政係)

都市計画法第19条第3項に係る県と市町村の標準的な協議実施方法に関するルールの運用について

このことについて、「都市計画法第19条第3項に係る県と市町村の標準的な協議実施方法に関するルール」(平成23年12月1日23都第1376号福岡県建築都市部長通知)に基づく協議を円滑に進めるため、当該ルールの運用については下記のとおりとしますので、御協力をお願いします。

#### 記

- 1 都市計画法(以下「法」という。)第19条第3項の規定に基づく協議(以下「法定協議」という。)について
  - (1) 所要見込期間  
法定協議の申出からその回答までの所要見込期間については、関係機関との調整、必要図書の整理等が整った上で協議するもので、事前協議と相違がない場合、原則2週間を目途とする。
  - (2) 協議の終了  
協議回答文書の到達をもって協議終了とする。
- 2 事前協議について
  - (1) 所要見込期間  
事前協議申出からその回答までの所要見込期間については、関係機関との調整、必要図書の整理等が整った上で協議する場合、原則6週間(他の関係市町村の意見照会を要する場合は別途2か月)を目途とする。
  - (2) 協議の時期  
都市計画案の縦覧について広報誌等により住民へ周知する前に事前協議が終了するよう、市町村は上記所要見込期間を踏まえ、適切な時期に事前協議を行うものとする。
  - (3) 協議の終了

---

協議回答文書の到達をもって協議終了とする。

(4) その他

市町村は、事前協議の円滑化及び期間短縮化を図るため、都市計画の案について、事前協議前の適切な時期に下協議を行うことができるものとする。

3 県が協議回答書に意見を付す場合について

協議回答書に意見を付す場合、法定協議・事前協議それぞれにおいて、以下のように行うものとする。

(1) 法定協議

県は必要に応じ、法第24条第6項の規定に基づく措置の求めを行う。

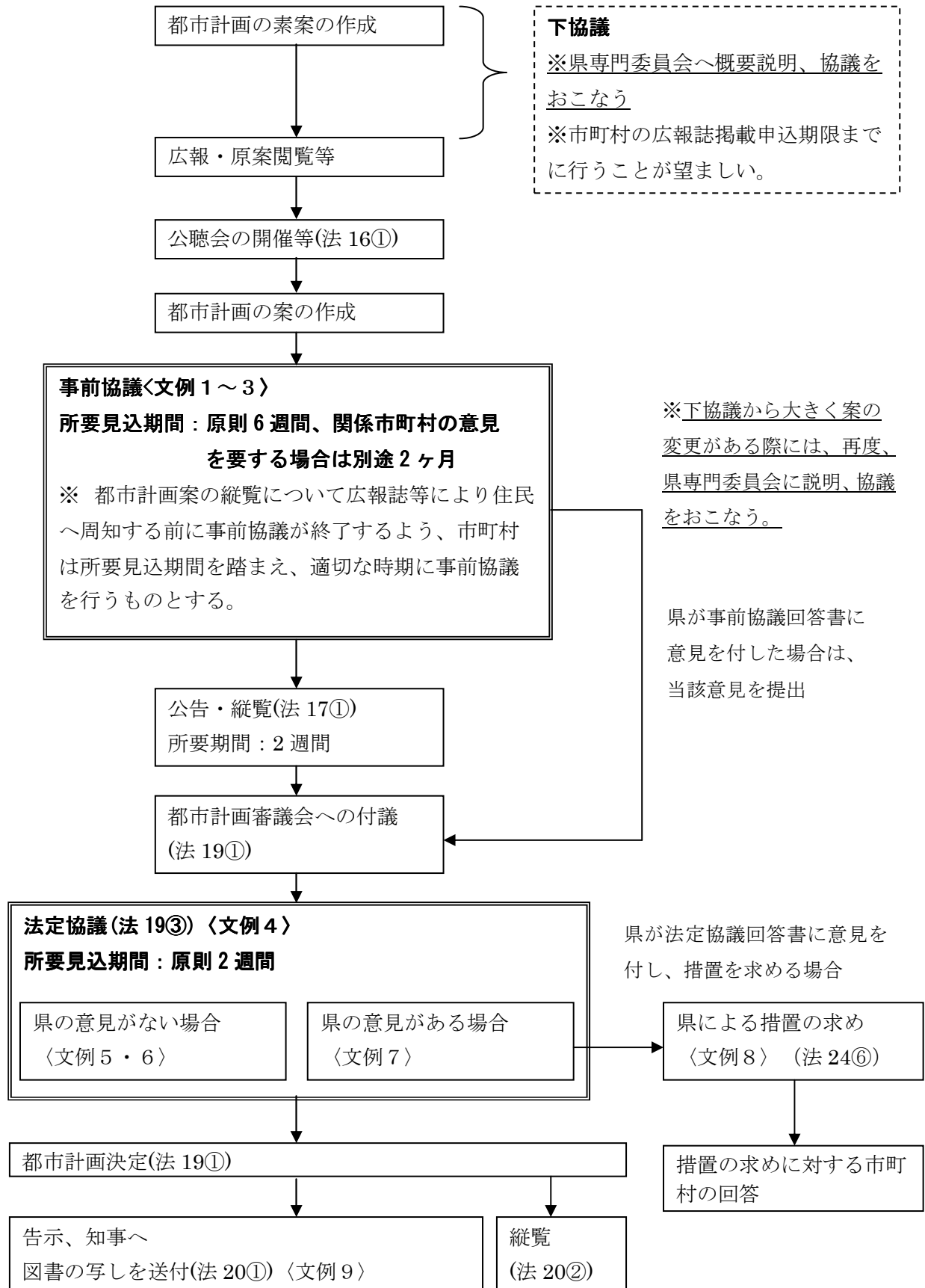
(2) 事前協議

県が意見を付した都市計画案について、市町村が都市計画審議会に付議しようとするときは、市町村は当該意見を都市計画審議会に提出する。

4 その他

この協議に係る文書については、別添の文例を基本として作成するものとする。

参考資料 都市計画決定手続(市町村決定)フロー図 (変更)



---

---

市町村決定の都市計画 案の事前協議の申出 ( 市町村→県 )

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

〇〇市〔町・村〕長 印

〇〇都市計画〇〇の決定<sup>2</sup>〔変更〕（〇〇市〔町・村〕決定）について（事前協議）

本市〔町・村〕決定に係る都市計画の案を、別添のとおり作成したので、この案について、都市計画法【第21条第2項において準用する同法】第19条第3項の規定に基づき、協議を申し出る予定です。

つきましては、都市計画決定事務を円滑に処理するため必要がありますので、あらかじめ、意見をお伺いします。

#### 記

##### 1 都市計画の種類及び名称

〇〇都市計画〇〇〇 ○・〇・〇 ○〇〇〇〇〇

##### 2 添付書類

- (1) 計画書
- (2) 総括図
- (3) 計画図
- (4) その他必要な資料

---

注1 「都市計画法第19条第3項に係る県と市町村の標準的な協議実施方法に関するルールの運用について」（平成23年12月1日23都第1376号福岡県建築都市部都市計画課長通知）添付の文例から細かな修正をしています（以下同様）。

注2 [ ] 内については、場合に応じて選択、【 】内については、必要に応じて記載（以下同様）。

---

市町村決定の都市計画 案の事前協議の回答 ( 県→市町村 )

番 号  
年 月 日

〇〇市〔町・村〕長 殿

福岡県知事 印

〇〇都市計画〇〇の決定〔変更〕(〇〇市〔町・村〕決定)について(回答)  
(対〇月〇日〇〇第〇〇号)

さきに事前協議のあった都市計画案については、異存ありません。

なお、都市計画法【第21条第2項において準用する同法】第19条第3項の規定による協議については、都市計画審議会の議を経た後、申し出られるようお願いいたします。

---

市町村決定の都市計画 案の事前協議の回答 ( 県→市町村 )

番 号  
年 月 日

〇〇市〔町・村〕長 殿

福岡県知事 印

〇〇都市計画〇〇の決定〔変更〕(〇〇市〔町・村〕決定)について(回答)  
(対〇月〇日〇〇第〇〇号)

さきに事前協議のあった都市計画案については、下記のとおり回答します。

記

- 1 意見
- 2 理由



---

市町村決定の都市計画 法定協議の申出 ( 市町村→知事 )

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

〇〇市〔町・村〕長 印

〇〇都市計画〇〇の決定〔変更〕（〇〇市〔町・村〕決定）について（協議）  
（関連〇月〇日〇〇第〇〇号）

さきに事前協議をした標記都市計画の決定（変更）について、都市計画法【第21条第2項の規定において準用する同法】第19条第3項の規定により協議します。

本決定〔変更〕については、平成〇年〇月〇日に〇〇〇都市計画審議会の議を経ております。

なお、本協議に係る書類のうち、事前協議の添付書類と相違がないものは、添付を省略しております。

#### 記

1 都市計画の種類及び名称

〇〇都市計画〇〇〇 ○・〇・〇 〇〇〇〇〇〇〇

2 添付書類

- 【（1） 計画書】
- 【（2） 総括図】
- 【（3） 計画図】
- 【（4） 都市計画の策定経緯の概要】
- 【（5） その他事前協議の際提出した資料】
- 【（6） 都市計画審議会に提出した意見書の要旨】
- 【（7） 都市計画審議会に意見書要旨を提出した場合の議事録又は議事内容説明書】

---

市町村決定の都市計画 法定協議の回答 ( 知事→市 )

番 号  
年 月 日

〇〇市長 殿

福岡県知事 印

〇〇都市計画〇〇の決定〔変更〕(〇〇市決定)について(回答)  
(対〇月〇日〇〇第〇〇号)

さきに協議のあった〇〇都市計画の決定〔変更〕については、異存ありません。

---

市町村決定の都市計画 法定協議の回答 ( 知事→町村 )

番 号  
年 月 日

〇〇町〔村〕長 殿

福岡県知事 印

〇〇都市計画〇〇の決定〔変更〕(〇〇町〔村〕決定)について(回答)  
(対〇月〇日〇〇第〇〇号)

さきに協議のあった〇〇都市計画の決定〔変更〕については、都市計画法【第21条第2項の規定において準用する同法】第19条第3項の規定により同意します。

---

市町村決定の都市計画 法定協議の回答 ( 知事→市町村 )

番 号  
年 月 日

市(町・村)長 殿

福岡県知事 印

〇〇都市計画〇〇の決定〔変更〕(〇〇市〔町・村〕決定)について(回答)  
(対〇月〇日〇〇第〇〇号)

さきに協議のあった〇〇都市計画の決定〔変更〕については、下記のとおり回答します。

記

- 1 意見
- 2 理由

---

市町村決定の都市計画 措置要求 ( 県→市町村 )

番 号  
年 月 日

〇〇市〔町・村〕長 殿

福岡県知事 印

〇〇都市計画〇〇の決定〔変更〕(〇〇市〔町〔村〕〕決定)について  
(対〇月〇日〇〇第〇〇号)

貴市(町・村)に関係する下記の都市計画について、都市計画法第24条第6項の規定により、  
期限までに下記の措置を執られるよう求めます。

記

- 1 都市計画の名称
- 2 措置の内容
- 3 理由
- 4 期限

---

市町村決定の都市計画 都市計画審議会への付議

( 市町村→都市計画審議会 )

議案第 号

番 号

〇〇都市計画審議会  
会 長 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）【第21条第2項において準用する同法】第19条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

〇都市計画〇〇〇の決定〔変更〕（〇〇市〔町・村〕決定）について

平成〇年〇月〇日

〇市〔町・村〕長 印

---

---

市町村決定の都市計画 決定（変更）告示後における図書の写しの送付

（ 市町村→知事 ）

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

〇〇市〔町・村〕長 印

〇〇都市計画〇〇の決定〔変更〕（〇〇市〔町・村〕決定）に関する図書の写しについて（送付）

このことについて、都市計画法【第21条第2項において準用する同法】第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり都市計画を決定〔変更〕したので、同法【第21条第2項において準用する同法】第20条第1項の規定により、この決定に関する図書の写しを送付します。

<sup>3</sup>【この図書については、平成〇年〇月〇日〇〇第〇〇号で行った法定協議申出の添付書類として提出した図書と相違がありませんので、同図書をもってこの文書で送付する図書の写しとします。】

なお、この決定〔変更〕については、平成 年 月 日〇〇市〔町・村〕告示第 号（写し別添）により告示したので、申し添えます。

記

1 都市計画の種類及び名称

〇〇都市計画〇〇〇 ○・〇・〇 ○〇〇〇〇〇〇

【2 送付する図書の写し】

【（1） 計画書】

【（2） 総括図】

【（3） 計画図】

---

注3 送付する図書の写しが協議の際に提出した図書と相違がないため、送付を省略する際は、このように記述してください。

---

県決定の都市計画 案の申出 ( 市町村→県 )

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

〇〇市〔町・村〕長 印

〇〇都市計画〇〇の決定〔変更〕について（申出）

このことについて、都市計画法第15条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ます。

記

1 都市計画の種類及び名称

〇〇都市計画〇〇〇 〇・〇・〇 〇〇〇〇〇〇〇

2 添付書類

- (1) 計画書
- (2) 総括図
- (3) 計画図



---

県決定の都市計画 案の申出内容の修正依頼 ( 県→市町村 )

番 号  
年 月 日

〇〇市〔町・村〕長 殿  
(〇〇課)

福岡県建築都市部長 印  
(〇〇課〇〇係)

〇〇都市計画〇〇の決定〔変更〕(福岡県決定)に係る案の申出内容の修正について  
(依頼)

(対〇月〇日〇〇第〇〇号)

さきに申出のあった下記都市計画の案の内容となるべき事項については、**(修正「依頼」理由を簡潔に記載** 例：平成〇年〇月〇日開催の公聴会における公述意見等を踏まえて)一部修正が必要と考えますので、平成〇年〇月〇日(必着)までに下記の資料を提出願います。

記

1 都市計画の種類及び名称

〇〇都市計画〇〇〇 〇・〇・〇 〇〇〇〇〇〇〇

2 修正を要する添付書類

- 【 (1) 計画書 】
- 【 (2) 総括図 】
- 【 (3) 計画図 】
- 【 (4) その他必要な資料 】

---

県決定の都市計画 案の申出内容の修正 ( 市町村→県 )

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

〇〇市〔町・村〕長 印

〇〇都市計画〇〇の決定〔変更〕（福岡県決定）に係る案の申出内容の修正について  
（申出）

（対〇月〇日〇〇第〇〇号）

さきに依頼のあったこのことについて、下記のとおり修正を申し出ます。

記

1 都市計画の種類及び名称

〇〇都市計画〇〇〇 〇・〇・〇 〇〇〇〇〇〇〇

2 添付書類<sup>4</sup>（修正を行ったもののみについて、記載・提出）

- 【（1） 計画書 】
- 【（2） 総括図 】
- 【（3） 計画図 】

---

注4 この文書は、市町村からの当初申出内容に係る、担当レベルの（通常の）指示による修正・差替作業に際しては不要です。

この文書は、県が市町村からの申出を正式に受理して作成した「素案」にかかる閲覧及び公聴会等の結果により「案の修正が必要」と判断され、県文書による修正申出依頼があった場合のみ、修正した図書と同時に提出してください。

県決定の都市計画 縦覧依頼 ( 県→市町村 )

番 号  
年 月 日

〇〇市〔町〕長 殿  
(〇〇課)

福岡県知事 印  
(〇〇課〇〇係)

〇〇都市計画〇〇の決定〔変更〕(福岡県決定)に係る縦覧について(依頼)

このことについて、下記のとおり縦覧に供することとしたので、貴市〔町・村〕においても縦覧場所の設置及びその周知について御配慮ください。

なお、縦覧期間終了後は、速やかにその結果を報告願います。

記

1 都市計画の種類及び名称

〇〇都市計画〇〇〇 ○・〇・〇 〇〇〇〇〇〇〇

2 縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課〔公園街路課、下水道課〕  
及び〇〇市〔町・村〕△△課

3 縦覧期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4 その他

本縦覧については、平成 年 月 日福岡県公報第 号により公告予定

---

県決定の都市計画 意見照会 ( 県→市町村 )

番 号  
年 月 日

〇〇市〔町〕長 殿  
(〇〇課)

福岡県知事 印  
(〇〇課〇〇係)

〇〇都市計画〇〇の決定〔変更〕(福岡県決定)について(意見照会)

このことについて、貴市〔町・村〕に関する都市計画の案を作成したので、都市計画法【第21条第2項の規定において準用する同法】第18条第1項の規定により、意見をお聴きします。

記

都市計画の種類及び名称

〇〇都市計画〇〇〇      〇・〇・〇      〇〇〇〇〇〇〇〇

---

県決定の都市計画 市町村の意見についての諮問

( 市町村→市町村都市計画審議会 )

議案第 号

番 号

〇〇市〔町・村〕都市計画審議会  
会 長 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）【第21条第2項において準用する同法】第18条第1項の規定に基づき、福岡県知事から〇〇都市計画〇〇〇の決定〔変更〕（福岡県決定）について意見を求められたので、諮問します。

平成〇年〇月〇日

〇〇市〔町・村〕長 印

---

\*備考 法律に基づく手続ではないが、福岡県知事から意見を求められた市町村長が、意見を述べるに当たってあらかじめ市町村都市計画審議会に諮問する場合の例である。

県決定の都市計画 決定〔変更〕告示後における図書の写しの送付

( 県→市町村 )  
番 号  
年 月 日

〇〇市〔町・村〕長

福岡県知事 印

〇〇都市計画〇〇の決定〔変更〕（福岡県決定）に関する図書の写しについて（送付）

このことについて、都市計画法【第21条第2項において準用する同法】第18条第1項の規定に基づき、下記とおり都市計画を決定〔変更〕したので、同法【第21条第2項において準用する同法】第20条第1項の規定により、この決定に関する図書の写しを送付します。

【当該図書については、平成〇年〇月〇日〇〇第〇〇号で行った協議の添付書類の図書と相違がありませんので、同図書をもってこの文書で送付する図書の写しとします。

なお、この決定〔変更〕については、】平成 年 月 日福岡県告示第 号で福岡県公報に登載したので申し添えます。

記

1 都市計画の種類及び名称

〇〇都市計画〇〇〇 〇・〇・〇 〇〇〇〇〇〇〇

2 添付書類

- (1) 計画書
- (2) 総括図
- (3) 計画図

---

市【町・村】都市計画マスタープラン策定（変更）後の通知

（市町村→県）  
番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿  
（都市計画課）

〇〇市【町・村】長 印  
（〇〇課〇〇係）

「〇〇市【町・村】都市計画マスタープラン」の策定【改定】について（通知）

このことについて、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき、別添のとおり策定【改定】したので、同法第18条の2第3項の規定により通知します。

【添付書類】

市【町・村】都市計画マスタープラン

## 各協議に必要な資料一覧(都市施設を除く)

市町名	
地区・地域名	
協議種別	

### <下協議>

以下の資料又は概要が分かる資料

<input type="checkbox"/>	指定・変更の概要・方針(A3で2枚程度にまとめる)
<input type="checkbox"/>	計画書
<input type="checkbox"/>	理由書
<input type="checkbox"/>	総括図(又は位置図)
<input type="checkbox"/>	計画図(又は区域図)
<input type="checkbox"/>	[新旧対照表]
<input type="checkbox"/>	[新旧対照図]
<input type="checkbox"/>	経緯の概要(スケジュール)
<input type="checkbox"/>	都市マス(区域マス)の該当箇所写し
<input type="checkbox"/>	[既存不適格調書(市町の考えも明記)]
<input type="checkbox"/>	[用途設定指針との整合]
<input type="checkbox"/>	[市街化調整区域における地区計画の同時基準との整合]

### <事前協議(法定)> ※ファイル綴じで提出してください

以下の資料

<input type="checkbox"/>	指定・変更の概要・方針(A3で2枚程度にまとめる)
<input type="checkbox"/>	[新旧対照表]
<input type="checkbox"/>	[新旧対照図]
<input type="checkbox"/>	協議文書(文書管理のため、案件ごとに必要)
<input type="checkbox"/>	計画書
<input type="checkbox"/>	理由書
<input type="checkbox"/>	総括図 2万5千分の1以上 都計法14条(省令)
<input type="checkbox"/>	計画図 2千5百分の1以上 都計法14条(省令)
<input type="checkbox"/>	[新旧対照表]
<input type="checkbox"/>	[新旧対照図]
<input type="checkbox"/>	経緯の概要
<input type="checkbox"/>	都市マス(区域マス)の該当箇所写し
<input type="checkbox"/>	[既存不適格調書(市町の考えも明記)]
<input type="checkbox"/>	[用途設定指針との整合]
<input type="checkbox"/>	[市街化調整区域における地区計画の同時基準との整合]
<input type="checkbox"/>	[下協議からの変更が分かる資料]

### <本協議(法定)>

以下の資料

<input type="checkbox"/>	協議文書(案件ごとに必要)
<input type="checkbox"/>	経緯の概要(スケジュール)
<input type="checkbox"/>	[事前協議からの変更が分かる資料]

意見書が提出された場合は、以下の資料

<input type="checkbox"/>	各市町都市計画審議会の議事録(説明概要でも可)
<input type="checkbox"/>	各市町都市計画審議会の答申書(コピー)

※[ ]は、必要な場合に作成



## 都市施設に係る協議【県決定】に必要な資料一覧

【都市施設】

＜案の申し出＞

以下の資料又は概要が分かる資料 ※ファイル綴じで提出してください

市町名	
地区・地域名	
協議種別	

<input type="checkbox"/>	<b>指定・変更の概要・方針（A3で2枚程度にまとめる）</b>
<input type="checkbox"/>	<b>文書（案の申し出）</b>
<input type="checkbox"/>	<b>計画書</b>
<input type="checkbox"/>	<b>理由書</b>
<input type="checkbox"/>	<b>総括図</b> 2万5千分の1以上 都計法14条（省令）
<input type="checkbox"/>	<b>計画図</b> 2千5百分の1以上 都計法14条（省令）
<input type="checkbox"/>	[新旧対照表]
<input type="checkbox"/>	<b>経緯の概要</b>
<input type="checkbox"/>	<b>変更区域調書</b>
<input type="checkbox"/>	<b>農業的土地利用調整調書</b> （農振地域図、協議録添付）
<input type="checkbox"/>	<b>説明会実施状況調書</b>
<input type="checkbox"/>	<b>既計画との対照表</b>
<input type="checkbox"/>	<b>都市計画変更調書</b>
<input type="checkbox"/>	[道路幅員チェックリスト]
<input type="checkbox"/>	[新旧対照図] 2千5百分の1以上
<input type="checkbox"/>	[縦断図]
<input type="checkbox"/>	[交差点図]
<input type="checkbox"/>	[駅前広場レイアウト図]
<input type="checkbox"/>	<b>都市マス（区域マス）の該当箇所写し</b>
<input type="checkbox"/>	[線形・構造決定根拠]（廃止の場合はその根拠）
<input type="checkbox"/>	[土地利用計画との整合・方針に係る調書]
<input type="checkbox"/>	<b>都計審説明用パワーポイント</b>
<input type="checkbox"/>	<b>想定問答</b>
<input type="checkbox"/>	<b>縮小図（A3版PDFデータ）</b>

※[ ] は、必要な場合に作成

## 都市施設に係る協議【市決定】に必要な資料一覧

【都市施設】

### <下協議>

市町名	
地区・地域名	
協議種別	

以下の資料又は概要が分かる資料 ※ファイル綴じで提出してください

<input type="checkbox"/>	指定・変更の概要・方針(A3で2枚程度にまとめる)
<input type="checkbox"/>	協議文書(事前協議申出文書を公印なしで添付)
<input type="checkbox"/>	計画書
<input type="checkbox"/>	理由書
<input type="checkbox"/>	総括図 2万5千分の1以上 都計法14条(省令)
<input type="checkbox"/>	計画図 2千5百分の1以上 都計法14条(省令)
<input type="checkbox"/>	[新旧対照表]
<input type="checkbox"/>	経緯の概要
<input type="checkbox"/>	変更区域調書
<input type="checkbox"/>	農業的土地利用調整調書(農振地域図、協議録添付)
<input type="checkbox"/>	説明会実施状況調書
<input type="checkbox"/>	既計画との対照表
<input type="checkbox"/>	都市計画変更調書
<input type="checkbox"/>	[道路幅員チェックリスト]
<input type="checkbox"/>	[新旧対照図] 2千5百分の1以上
<input type="checkbox"/>	[縦断図]
<input type="checkbox"/>	[交差点図]
<input type="checkbox"/>	[駅前広場レイアウト図]
<input type="checkbox"/>	都市マス(区域マス)の該当箇所写し
<input type="checkbox"/>	[線形・構造決定根拠](廃止の場合はその根拠)
<input type="checkbox"/>	[土地利用計画との整合・方針に係る調書]

### <事前協議(法定)>

以下の資料

<input type="checkbox"/>	協議文書(文書管理のため、案件ごとに必要)
<input type="checkbox"/>	経緯の概要(最新情報に更新したもの)
<input type="checkbox"/>	[下協議からの変更が分かる資料]

公述申出がなされ、公聴会を開催した場合は、以下の資料

<input type="checkbox"/>	公聴会の議事録(説明概要でも可)
<input type="checkbox"/>	公述申出に対する各市町の見解

### <本協議(法定)>

以下の資料

<input type="checkbox"/>	協議文書(案件ごとに必要)
<input type="checkbox"/>	経緯の概要(最新情報に更新したもの)
<input type="checkbox"/>	各市町都市計画審議会の答申書(コピー)
<input type="checkbox"/>	[事前協議からの変更が分かる資料]

意見書が提出された場合は、以下の資料

<input type="checkbox"/>	各市町都市計画審議会の議事録(説明概要でも可)
<input type="checkbox"/>	意見書に対する各市町の見解

※[ ]は、必要な場合に作成